

**求釈明(二十一)** 「中央構造線活断層系の活動性は、桜樹屈曲以東では減じ、マグニチュードが7程度を考慮しておけば十分であろうというふうに推定したわけです」と、すべて推定にもとづく証言である。推定したのは、証人本人なのか、本人以外の人物なのか、あるいは研究機関なのか釈明せよ。

付言すれば、垣見証言は、学者という権威に名を借りた口から出任せの証言と指摘せざるをえない。

**求釈明(二十二)** 前述の垣見証言を裏付ける資料として、本件安全審査の時点で、公共機関で調査研究したものが存在していたのか。存在していたら、証拠提出を求める。

**釈明:** 垣見証言は、原子炉安全専門審査会の判断内容を表明したものであり、証言中の「推定」は審査・調査委員の知見に基づく専門的な判断として理解できる。

なお、求釈明(二十一)中の垣見証人に対する「付言」部分は、極めて不適切であるから撤回されるべきものである。

**求釈明(二十三)** 垣見証人は、四国西部から九州域における中央構造線の断層活動などに関する調査研究を行ったことがあるのか。また、これらに関する研究論文などあれば、論文名、発表した機関などを示せ。

**求釈明(二十四)** 垣見証言と同じ結論を出している地質学者、地震研究者らの調査、研究論文があるのか。

**釈明:** これらの釈明は、証人に対する尋問においてすべきもので、釈明の限りでない。

#### 断層モデルの信憑性

**求釈明(二十五)** 断層モデルについて原告は、極めて不正確なもので安全審査でも確

実視されているものではないとの証拠を提出しているが、この原告証拠の調査資料を越える正確な資料があったのか。

**釈明:** 原告提出の証拠では、断層モデル計算の各手法によって求まる値に若干の差異が生じるものの、いずれかの手法で求めた値が、かならず観測値を上回っている。3号炉の評価では、三種の手法を用い、そのいずれをも上回るよう更に余裕をもって地震動を設定しているから、原告の指定は当たらない。

**求釈明(二十六)** 断層モデルは、本件安全審査当時に使用されたのか。

**釈明:** 求釈明事項(四)、及び(五)について釈明したとおりである。

(以上)

### 会計報告('99.5/1~5/31)

#### 収入

ニュース講読料	22,000
コピー代	9,500
計	31,500

#### 支出

ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,395
振替手数料	350
資料費	32,984
コピー料	10,815
公判準備支援カンパ	100,000
計	176,394

#### 差引

-144,894

#### 積立金合計

1,861,841

## 伊方訴訟ニュース

第310号  
1999年6月15日

### 伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル  
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

### 2号炉第66回公判

## 原告住民側がとどめの準備書面を提出 いよいよ次々回公判で実質上の結審に

6月4日、予定通り2号炉訴訟第66回公判が松山地裁で開廷。前回、裁判長からの要請もあり、伊方周辺各地から9名の原告が、一日の仕事を休んで出廷。

3月11日の前回公判に原告住民側が提出した求釈明書に対して国側は、5月14日付けでようやく釈明の準備書面を提出。その内容は、本号で報告しておいたように、原告らが最も知りたい内容については、「原告の勝手な主張だから釈明の必要はない」と突き放すひどいものであった。

それで原告側は、今回の法廷では、算定された地震動の大小が耐震設計にどのように反映されるかについて、簡単な求釈明を再度提出するととどめ、伊方沖活断層についての原告らの主張の最も重要な点をまとめた準備書面(立地条件八)を提出した。

その内容(同時に提出した再求釈明書とともに次号以降に報告)は、2号炉はもちろんのこと、1及び3号炉の安全審査でも、一貫して誤ってきた伊方沖活断層についての次の判断を、鋭く、徹底的に追及したものである。

「音波探査の結果、活断層は1万年前以降には動いた形跡はなく、活動性が低いので、

それが起こす地震は、耐震設計のために考慮する必要はない」と。

提出した準備書面の説明には、まだ健康回復も完全でない齊間さんが立ち、約1万3千字に及ぶ書面を、たっぷり1時間かけ、解説も交えて朗読。齊間さんは、原告らが国側の垣見証人の尋問で得た数々の重要な証言を中心に、安全審査の誤りとでたらめさを、諄々と説き明かしていった。その間中、裁判官たちも書面を手に熱心に耳を傾け、また被告席の国側代理人の幹部連中も、しきりにメモを取っていたのが印象的であった。

次回公判期日を10月8日(金)午後1時半からと決めて閉廷。その後、あらかじめ裁判所から連絡のあったとおり、原、被告双方が別室で裁判官たちと、今後の裁判の進め方を相談し、以下の3点を申し合わせた。

①次回以降は、裁判に参加の意志のある原告は、他の原告に委任した以外の全員が出廷してほしい。

②次回公判には、原告側からは国側釈明書に対する反論の準備書面などを、また、被告からは「最終準備書面」を提出する。

③来年になる次々回公判(期日は未定)に

は、原告側が「最終準備書面」を提出し、実質上の結審とする予定。

## 原告準備書面

### 一被告準備書面（34）に対する求釈明一

（1999年3月11日提出）

（その2）

（二十一）8頁、4行目に「中央構造線活断層系の活動性は、桜樹屈曲以東では高いものの、桜樹屈曲以西から九州にかけては減じる傾向にある（垣見調書（一）、33～34丁）」とあるが、その部分の垣見証言の内容は、「・・・西側に行きまして川上断層とか伊予断層は、マグニチュードが7程度しか起きないということが推定されております・・・」、「この地域ではマグニチュードが7程度を考えておけば十分であろうというふうに推定したわけです」と、すべて推定にもとづく証言であるが、この証言には、「誰が」推定しているのかという、主語が欠落している。

被告は、引用している垣見証言の部分で、欠落している主語を「誰が推定している」と判断しているのか。主語は証人本人なのか、本人以外の人物なのか、あるいは研究機関なのか不明だ。釈明せよ。

付言すれば、垣見証人の証言には主語が欠落している部分が多数存在する。「推定」している機関、あるいは研究者が不明な証言は証言能力がないと言わざるを得ない。少なくとも、こうした証言のウラ付け、出典も明確に示さないまま、「推定」とのあいまいな証言を繰り返す証言は、正確さが求められる科学者の姿勢として、その研究姿勢や良心、本法廷への姿勢さえも疑わざるを得ない。およそ学者という権威に名を借りた口から出任せ

の証言と指摘せざるを得ない。

（二十二）前述の垣見証言を裏付ける資料は存在するのか。国や自治体、あるいは大学や研究所などの公的機関や専門機関が、本件安全審査の時点で、調査研究した資料が存在しているのか。存在していたとしたら、証拠に提出することを求める。

（二十三）垣見証人は、中央構造線の調査研究、特に四国西部に関する調査研究、四国西部から九州域における中央構造線に関する調査研究、同構造線の断層活動などに関する調査研究を行ったことがあるのか。また、これらに関する研究論文などあれば、論文名、発表した機関などお教え願いたい。

（二十四）「桜樹屈曲以西から九州にかけては減じる傾向にある」とした垣見証言と同じ結論を出している地質学者、地震研究者らの調査、研究論文があるのか。あるのであれば、その著者、論文名をお教え願いたい。

（二十五）33頁、7行目から、「本件原子炉施設については、3号炉審査の際に断層モデル等の最新の知見に照らし選定された」とあり、また37頁、1行目から、「断層モデルによって、敷地と断層の位置関係、破壊の方向性等を詳細に評価することが可能になった結果である（垣見調書（六）、16丁）」としているが、断層モデルの精度について原告は、極めて不正確なもので安全審査でも確実視されているものではないとの証拠を提出しているが、この原告証拠の調査資料を越える正確な資料があったのか。あったとしたら示してほしい。

（二十六）断層モデルは、本件安全審査当時に使用されたのか。

（終り）

## 国側釈明書の内容

（5月14日提出の国側準備書面（三五））

以下では、原告住民側からの釈明事項の概要（詳細は前号と本号に）を項目番号ごとに示し、それに対する国側の釈明内容を要約して対比。

### 活断層の勝手な定義

求釈明（一） 「耐震設計に考慮すべき断層は、最近の地質年代（およそ10数万年前以降現在まで）における活動が認められるもの」としているが、本件審査ときに、この主張内容が、申請書または、審査資料中のどこに示されているか、具体的に示せ。

求釈明（二） 示せない場合、この主張が審査基準に使用できるとした証拠を示せ。

釈明：垣見証言にあるように、本件安全審査では、最近の地質年代に繰り返し活動した断層は、将来活動して地震を起こす可能性があるとの認識で検討した。

### 地震動の過小評価のトリック

求釈明（三） 本件審査で、最大加速度186ガルの計算に使用された伊予宇和島地震のマグニチュードを7.0とし、歴史地震のマグニチュードをそのまま、使ったかのようなトリック文章を記している。

理科年表に記載されている、歴史地震の規模どおりの「伊予宇和島地震のM7」か、原告が証拠を示して指摘している「タイプAの地震規模は（最大）M6.9とし、それに0.1足したM7」か、明確に釈明せよ。

釈明：求釈明の内容は、本件安全審査における歴史地震の評価に関する原告らの立場での主張であり、釈明の要をみない。

「断層モデル」の内容を明らかにせよ

求釈明（四） 本件審査で使用したとする「簡易な断層モデル」は、具体的内容を、計算に使用した数値とともに示せ。

求釈明（五） 本件2号炉について計算したという断層モデルについて、「現実には考えられない極端な仮想のケース300ガルを超えた」というが、具体的な計算想定の内容と使用した数値、及び、誰が、いつ、どこで行ったものか、など具体的に示せ。

釈明：「簡易な断層モデル」を用いた計算過程や結果の詳細は、現在明らかでないが、垣見証言によって、審査の過程で、このような新しい考え方による検討も念のためにされた経緯は確認できる。

### 適用地震動について

求釈明（六） 「設計地震動またはS1地震動を前提に設計された施設が、安全余裕検討用地震動又はS2地震動に対しても安全余裕の範囲にあることが確認されることになるのである」とあるが、これはどちらかだけやっておけば良いという意味なのか。

釈明：一個の施設に対し、設計地震動とS1地震動の両者が適用される趣旨でない。

（編集者注；求釈明を誤認？）

### 活断層無視と断層モデルによる計算

求釈明（七） 「本件安全審査当時は、敷地近傍に存在する断層から敷地での地震動を推定することは、工学的に確実性があるものとは認められておらず」というが、「簡易な断層モデル」では「敷地近傍に存在する断層からの地震動を推定」していないのか。

釈明：求釈明（四）及び（五）に対する釈明にあるとおりである。

### 地震動評価のゴマカシ

求釈明（八） 原子炉機器・配管などでは、

構造設計で考慮されている荷重の方が、地震の際にかかる荷重よりずっと大きいので、地震荷重は問題にならない、という主張が。

**釈明**：仮に地震動荷重をより大きな値で評価したとしても、内圧等も含めた応答値全体の変化は大きくならないということ。

**求釈明(九)** 被告資料では、一方で「機器・配管の構造設計時に計算する荷重と違って、地震荷重の計算値は最大ではなく、2倍以上も大きくなる可能性があるから注意するように」と書いてあることと矛盾するのでは。

**釈明**：前記釈明の内容と何ら矛盾しない。

**求釈明(十)** 「本件敷地の地盤は、長い周期の卓越周期に対応する特性であることは、証拠で明らかであり、長周期の卓越周期になる巨大地震が起きれば、原発の建つ基礎地盤そのものが崩壊、地滑りを起こす」との原告の主張に答えよ。

**釈明**：本件敷地の地盤の固有周期が長周期側であるとの事実はなく、反論の要なし。

#### 安全審査許可条件

**求釈明(十一)** 「本件原子炉設備の主要な設備が破壊されさえしなければ、審査には合格させる」というが、それ以外なら、どんなゴマカシ申請や、敷地近くの活断層で発生する地震動の大幅な見込み違い、等があっても審査では全く問題にしない、ということか。

**釈明**：本件安全審査の内容については、被告準備書面(三四)に詳述してある。

#### 敷地地震動が600ガルにもなる

##### という原告らの計算について

**求釈明(十二)** 「根拠のない地震地帯区分のタイプ分けをせずに、芸予地震M7.6を採用し、理科年表記載のマグニチュードから0.2を引いて0.1を足すという被告の

トリックを用いて、直下地震(M7.5)で計算すれば、敷地の地震動は600ガルを越す」との原告の指摘に反論しないのか。

**釈明**：求釈明の内容は、歴史地震の評価に関し、独自の見解を前提とした主張なので、釈明の要なし。

なお、芸予地震のマグニチュードを7.1と評価したのは、理科年表記載値から0.5を差し引いたものである。

#### 沖合活断層評価の明白で重大な誤りを認めるのか

**求釈明(十三)** 垣見証人は、伊方沖合の海底音波探査図上の「ウソの信号」を承知の上で、断層は沖積層まで及んでいないと判断した。審査当時、及び許可処分の前に、この断層評価のデタラメ極まるやり方、及び完全に誤っていた判断が、明らかになっても、断層評価のやり直しはしなかったのか。

**求釈明(十四)** さらに、評価のやり直しもせず、具体的な海底の再調査もしなくとも、審査を妥当なものとしたのか。

**求釈明(十五)** また、現在の立地審査指針に基づいた審査の場合でも、海底最上部の堆積層の再調査の必要はないとし、申請者に再調査をさせずに、審査を妥当とするか。

**釈明**：以上の3項の求釈明は、原告らの立場に立った主張であり、また、それを前提に、仮定を重ねた上で被告の意見を求めるものに過ぎず釈明の要なし。

**求釈明(十六)** 1号炉の音波調査の結果による判断では、一体、何が原因で、2号炉と全く同じ判断の誤りを犯したのか。

さらに、2号炉より9年も後の、3号炉の音波探査結果による判断でも、2号炉と同じ

誤りを犯したのはなぜか。

そして、原告が岡村調査を本法廷で示すまで、被告は誤った判断を維持し続けたのか、明快に釈明せよ。

**釈明**：本件安全審査における音波探査の結果の評価は、当時の知見に照らし適切に行われた。求釈明は、本件安全審査に過誤があるとの原告らの主張を前提にしているので、釈明の要なし。

#### 意味不明の記述内容

**求釈明(十七)** 「断層の活動性に関する評価は、地震の規模等に影響を与えるものではない」との被告準備書面の記述は、活断層の活動性は、耐震設計に関係ない、と主張していると理解して良いのか。

**釈明**：活動性は地震の規模や地震動の大きさに関係しないので、耐震設計の内容を直接規定するものでない。

**求釈明(十八)** 「本件敷地直下には活断層は存在しないと判断したこと、近傍に前面海域断層群が存在すると判断したことは何ら矛盾するものではない。」とは、どういう意味か。

**釈明**：すでに準備書面で述べたとおり。

**求釈明(十九)** 被告準備書面には「2号炉と3号炉の両者は同一の地震動であるが、数値上は200ガルと221ガルで異なる」とあり、その説明図も付けてあるが、何を説明、説明するのか、全く理解しがたい。被告が示したそれぞれの資料について、より具体的な説明と、それを裏付ける証拠及び必要な資料を示せ。

**釈明**：被告準備書面にある第九図中にある

二つの図面は、2号炉及び3号炉の安全審査の際の応答曲線を示しているが、2号炉の場合は、縦軸がガル、3号炉の場合は斜軸がガルとなっているために、一見違うように見えるが、それを考慮して読み取ると同じ曲線であることが分かる。

ただ、2号炉では、周期0秒におけるガル値を取って200ガルとし、3号炉では、応答曲線に基づいて作成した模擬地震波の最大値を取ったので221ガルとなった、ということ述べたものである。

#### なぜ審査当時の資料で反論しないのか

**求釈明(二十)** 被告は、その安全審査が適切であることの証明に、本件審査から9年も後に行った3号炉の資料ぐらしか持ち出せない状況である。なぜ審査当時の証拠で反論しないのか。

**釈明**：本件安全審査では、過去の地震歴のほか、原告ら指摘の中央構造線及び中央構造線活断層系を含む本件敷地周辺の活断層について適切な評価を行い、それが本件原子炉施設の耐震設計に反映されていることを確認し、妥当と判断したことを主張し、立証を遂げた。その上で、断層モデルによる地震動評価等、本件許可処分後に得られた知見に照らしても十分な耐震安全生を有していることを主張・立証しているものである。

#### 被告提出証拠について

**求釈明** 文章の判読が困難な物、及び意味が理解できない外国語の翻訳なしの文章、判読できない図面や数式を使用しているもの3点は証拠として認めることはできない。

**釈明**：4月7日付けで、指摘された証拠を提出し直した。

#### 垣見証言の信憑性